

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

令和5年8月4日

金曜日

第5116号

## 目次

### 公 告

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 1

### 公安委員会公告

○警備員検定の実施 3

○検定合格者審査の実施 5

## 公 告

### 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年8月4日

富山県知事 新 田 八 朗

#### 1 店舗の名称及び所在地

堀川本郷ショッピングセンターA街区 富山市堀川本郷15-12

#### 2 店舗を設置する者

三幸株式会社、株式会社クスリのアオキ、株式会社あかのれん、株式会社セブ  
ン・イレブン・ジャパン、チューゲキ株式会社

#### 3 変更事項

##### (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 三幸(株) 代表取締役 伊藤 正彦 高岡市野村1711番地 他3

(変更後) 三幸(株) 代表取締役 伊藤 正彦 高岡市野村1711番地 他4

##### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 三幸(株) 代表取締役 伊藤 正彦 高岡市野村1711番地 他3

(変更後) 三幸(株) 代表取締役 伊藤 正彦 高岡市野村1711番地 他4

(3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 4,380m<sup>2</sup>

(変更後) 5,539m<sup>2</sup>

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 荷さばき施設①建物1北西側、荷さばき施設②建物2北東側、荷さばき施設③建物3南側、荷さばき施設④建物4北側/合計 178m<sup>2</sup>

(変更後) 荷さばき施設①建物1北西側、荷さばき施設②建物2北東側、荷さばき施設③建物3南側、荷さばき施設④建物4北側、荷さばき施設⑤建物5西側/合計 218m<sup>2</sup>

(5) 廃棄物保管施設の位置及び容量

(変更前) 廃棄物保管施設①建物1内東側、廃棄物保管施設②建物2内北東側、廃棄物保管施設③建物3内南側、廃棄物保管施設④建物4東側/合計 69.3m<sup>3</sup>

(変更後) 廃棄物保管施設①建物1内東側、廃棄物保管施設②建物2内北東側、廃棄物保管施設③建物3内南側、廃棄物保管施設④建物4東側、廃棄物保管施設⑤建物5内西側/合計75.5m<sup>3</sup>

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 三幸株式会社/午前10時及び翌午前0時、株式会社クスリのアオキ/午前9時及び午後9時、株式会社あかのれん/午前9時及び午後9時、株式会社セブンーイレブン・ジャパン/24時間

(変更後) 三幸株式会社/午前10時及び翌午前0時、株式会社クスリのアオキ/午前9時及び午後9時、株式会社あかのれん/午前9時及び午後9時、株式会社セブンーイレブン・ジャパン/24時間、株式会社良品計画/午前9時及び午後9時

(7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設①午前6時～午後7時、荷さばき施設②午前7時～午後7時、荷さばき施設③午前9時～午後9時、荷さばき施設④24時間

(変更後) 荷さばき施設①午前6時～午後7時、荷さばき施設②午前7時～午後7時、荷さばき施設③午前9時～午後9時、荷さばき施設④24時間、荷さばき施設⑤午前7時～午後9時

4 変更の日 令和6年3月15日 ほか

5 変更の理由

店舗敷地南側に小売店舗を新設するとともに、新設店舗運営に必要な施設および運営方法を追加変更するため

6 届出の日 令和5年7月20日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和5年8月4日から令和5年12月4日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

### 警備員検定の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により次のとおり公示する。

令和5年8月4日

富山県公安委員会委員長 金井 豊

1 検定実施日時、受検定員

警備業務の種別	級	実施日時	定員
施設警備業務	2級	令和5年12月7日(木) 午前9時から午後5時まで	30人
交通誘導警備業務	2級	令和5年12月8日(金) 午前9時から午後5時まで	30人

## 2 受検資格

富山県内に住所地がある者又は富山県内の営業所に属する警備員

## 3 検定実施場所

富山県富山市高島7番11号

富山県警察装備センター

## 4 事前受付の期間及び受付先

### (1) 期間

令和5年10月10日(火)から同年11月10日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間

### (2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話076-441-2211・内線3045)で電話受付する。

### (3) 受検者の決定等

ア 受検希望者の数がそれぞれの定員を超えなかった場合は、その全員を受検者とする。

イ 受検希望者が定員に達した時点で受付を終了する。

## 5 検定申請書の受付期間及び受付先

### (1) 期間

令和5年11月6日(月)から同年11月17日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間

### (2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

## (3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

ウ 申請者が富山県内に居住することを証明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写しなど）

エ 申請者が富山県外に居住している場合は、富山県内に所在する警備会社の営業所に属することを証明する書面（所属証明書など）

## (4) 提出方法

提出書類は受付先へ直接持参するものとし、郵送等による提出は認めない。

## 6 手数料

検定申請書提出の際、次に掲げる手数料を富山県収入証紙により納付すること。  
なお、申請後の受検の取りやめによる手数料の返還、受検種別の変更等は認めない。

検定の種別	受検手数料
施設警備業務 2級	16,000円
交通誘導警備業務 2級	14,000円

## 7 受検票の交付

検定申請書を提出した者に対しては、即日受検票を交付する。

## 8 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話076-441-2211・内線3045）

**検定合格者審査の実施について**

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第9条の規定により次のとおり

公示する。

令和5年8月4日

富山県公安委員会委員長 金井 豊

1 検定合格者審査の実施日時、種別及び受検定員

(1) 令和5年12月11日（月）

午前10時から午後3時30分まで（受付は午前9時30分から）

ア 空港保安警備業務に係る1級の検定合格者審査

イ 空港保安警備業務に係る2級の検定合格者審査

ウ 施設警備業務に係る1級の検定合格者審査

エ 施設警備業務に係る2級の検定合格者審査

（受検定員はアからエの合計で10人）

(2) 令和5年12月13日（水）

午前10時から午後3時30分まで（受付は午前9時30分から）

ア 交通誘導警備業務に係る1級の検定合格者審査

イ 交通誘導警備業務に係る2級の検定合格者審査

（受検定員はア、イの合計で10人）

(3) 令和5年12月15日（金）

午前10時から午後3時30分まで（受付は午前9時30分から）

ア 貴重品運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査

イ 貴重品運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査

（受検定員はア、イの合計で10人）

2 検定合格者審査の実施場所

富山県富山市高島7番11号

富山県警察装備センター

3 事前受付の期間及び受付先

(1) 期間

令和5年10月16日（月）から同年11月2日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

の午前8時30分から午後5時15分までの間

## (2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話076-441-2211・内線3045）で電話受付する。

## 4 申請手続

## (1) 受付期間

令和5年11月6日（月）から同年11月17日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時00分から午後4時00分までの間

## (2) 受付場所

審査申請書の提出は、次に掲げるいずれかの警察署において行うものとする。

ア 住所地を管轄する富山県内の警察署

イ 警備員として所属する営業所の所在地を管轄する富山県内の警察署

ウ 旧検定合格証の交付を受けた富山県内の警察署

## (3) 申請書類

ア 審査申請書 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉

ウ 旧検定合格証の写し

エ 申請者の住所地が富山県内にある場合は、住所地を証明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写しなど）

オ 申請者が警備員として所属する営業所の所在地が富山県内にある場合は、営業所に属することを証明する書面（所属証明書など）

ただし、上記エ及びオのいずれにも該当する場合は、いずれか一方の書面を提出するものとする。

## 5 手数料

4,700円

審査申請書提出の際、手数料を富山県収入証紙により納付すること。

なお、申請後の受検の取りやめによる手数料の返還、審査種別の変更等は認め

ない。

## 6 その他

- (1) 受検当日は、審査種別に係る旧検定合格証を持参すること。旧検定合格証の持参がない場合は審査を受けられない。
- (2) 学科試験に合格した者は、実技試験に進み、徒手の護身術（基本の構え、体さばき、前突き）を行う。服装は動きやすいものであれば、特に指定はしないが、警備員としての品格を疑われるような服装は避けること（ヘルメット、帽子、手袋、警笛等は不要）。
- (3) 審査に合格し、成績証明書の交付を受けた場合は、これを添付して合格証明書の交付申請を行うこと。ただし、成績証明書の有効期限は1年であることに注意すること。

## 7 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話076-441-2211・内線3045）